

「上越市原子力災害に備えた屋内退避・避難計画」
の主な改定内容について

- 本市では、原子力災害が発生した場合に備え、市や市民の皆さんが原子力災害時にとるべき屋内退避及び避難などの避難行動や、それらの実施基準といった基本的な対応をまとめた「上越市原子力災害に備えた屋内退避・避難計画」(以下「屋内退避・避難計画」)を平成27年(2015年)に策定し、本計画の改定に当たっては、国、県の計画等の改定などにあわせ、随時行うこととしています。
- 今般の「屋内退避・避難計画」の改定については、「新潟県原子力災害広域避難計画(以下「県広域避難計画」)」等において、原子力災害特有の防護措置である安定ヨウ素剤の配布体制やスクリーニングの実施体制などが修正等され、原子力災害時の市民の一連の避難行動が本計画で示せることになったことなどを踏まえ、これまで整理された内容を本計画に反映させるものです。

資料 1-1 自然災害との複合災害時における対応

市地域防災計画修正（県地域防災計画の反映）によるもの 【令和4年7月】

複合災害時における基本的な避難行動

- 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命へのリスクが高い場合は、自然災害に対する避難行動を取り、安全が確保された後、原子力災害に対する避難行動を取ることを基本とすることを新たに記載（別冊P. 5）

緊急安全確保措置の指示

- 市及び県は、避難時の周囲の状況等により避難を行うことがかえって危険を伴う等の場合は、居住者等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することを新たに記載（別冊P. 5）

国の屋内退避指示中における独自の避難指示

- 市及び県は、国が屋内退避指示を出している中でも、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合は、人命最優先の観点から、独自の判断で避難指示を行うことを新たに記載（別冊P. 5）

資料1-2 感染症の流行下における対応

県広域避難計画改定（防災基本計画の反映）によるもの 【令和4年3月】

感染症流行下での防護措置

- 新型コロナウイルスのような感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とすることを新たに記載（別冊P.5）
- 避難又は一時移転（避難等）を行う場合は、避難所等における感染拡大を防ぐため、過密抑制などの感染症対策を実施することを新たに記載（別冊P.5）
- 屋内退避の指示によりUPZ内の自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わない。ただし、一時集合場所等においては、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間の換気を行うよう努めることを新たに記載。（別冊P.5）
- 具体的な感染症対策については、「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」を参考に実施することを新たに記載（別冊P.5）

資料1-3 緊急事態区分等の表記の適正化

県広域避難計画改定によるもの 【令和4年3月】

緊急事態区分と防護措置表記

- 緊急事態区分の表記の適正化（別冊P.7など）
警戒事態（AL）、施設敷地緊急事態（SE）、全面緊急事態（GE）に修正
- 原子力災害対策指針に定められている警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つの緊急事態区分において、各事態においてとるべき防護措置を具体的に記載（別冊P.7）

資料1-4 避難等の実施（避難手段の確保）に係る修正

県広域避難計画改定によるもの 【令和4年3月】

避難手段の確保

- バスによる避難について、市が所有するバスだけでは不足する場合は、県が、県と新潟県バス協会との協定に基づき、集合場所や学校等必要な箇所へ確実にバスを手配できる体制をあらかじめ整備しておくことなど、県の計画を反映（別冊P.26）

資料1-5 要配慮者等の避難体制に係る修正

県広域避難計画改定によるもの 【令和4年3月】

県と福祉団体等の協力・調整

- 平常時において、県は、市町村とともに福祉団体等と協力して、対象地域内の要配慮者が避難できる施設を確認することや、緊急事態において、県は、福祉団体等と協力・調整して避難先などを確保することなど、県の計画を反映（別冊P. 29）

社会福祉施設入所者等への対応

- 県は、社会福祉施設等の入所者及び病院等の入院患者の避難が必要になった場合は、各施設の団体・協会及び市と協力して、避難先の施設等と調整することなど、県の計画を反映（別冊P. 30）
- 避難行動要支援者の避難に使用する車両について、福祉施設及び市が所有する車両だけでは不足する場合、県が、県と新潟県ハイヤー・タクシー協会、また、東京電力ホールディングス株式会社との協定に基づき、車両等の手配を行うことなど、県の計画を反映（別冊P. 30）